

新型コロナウイルス感染症対策をして消防訓練を実施しよう

～3密を回避し3つの確認～



消防訓練は、消防法第8条第1項で定期的に消防訓練を実施することが義務付けられています。この訓練は、新型コロナウイルス感染症を理由に免除されるものではありませんので、感染防止対策を講じたうえで訓練を実施してください。

なお、訓練の実施方法については、下記を参考に各事業所の状況を踏まえて適切に実施してください。(コロナ禍でも火災は発生しています。)

1 自衛消防訓練

新型コロナウイルス感染症拡大時において、通常の消防訓練ができない場合は、下記の例や映像学習、図上訓練、部分訓練等を実施してください。

【訓練の一例】

●消火訓練について

- ・消火器や屋内消火栓等の設置場所を確認する。
- ・消火器や屋内消火栓等の使い方について確認する。



●通報訓練について

- ・訓練119番通報する。(事前に消防署24-3164へ電話連絡してください。)

問1 火事ですか？救急車ですか？

問2 場所はどこですか？

問3 何が燃えていますか？

問4 近くに目標となる建物がありますか？

- ・非常警報設備等の使い方を確認する。
- ・自動火災報知設備の受信機・発信機の使い方を確認する。



●避難訓練について

- ・消防計画にある避難経路について確認する。
- ・避難経路に避難の障害になる物品がないか確認する。
- ・避難器具の使い方について確認する。



【リーフレットの活用】

リーフレットの手順に沿って火災時の動きを確認しましょう。

- 消火訓練マニュアル
- 通報訓練マニュアル
- 避難訓練マニュアル①②

2 貸出資機材

各事業所で訓練する場合は、次の資機材の貸出を行っていますのでご利用ください。

●訓練用消火器(水消火器)

消火器に水を入れて屋外で訓練が行えます。

水を入れずに貸出すことも可能です。

●火災予防DVD

職場内研修として活用できます。

3 訓練を実施する場合の留意事項

訓練を実施する場合は、次の事項に留意して感染防止対策に努めてください。

- (1) 訓練参加者はマスクを着用してください。
- (2) 参加者同士が過度に密集することがない訓練場所(訓練方法)としてください。
- (3) 風邪症状等のある方は参加を控えてください。
- (4) 高齢者の方は、流行の状況によっては参加を控えてください。
- (5) その他事業所の実態に応じた感染防止対策(手洗い、消毒等)を講じてください。

- 予定された自衛消防訓練の延期については、各事業所等の状況を踏まえ判断してください。延期により期間内(年度内等)に、消防法上必要な実施回数を満たせない場合は、感染流行の終息後、速やかに実施してください。
- 流行時期に係わらず、自衛消防訓練を実施又は計画した際は、防火管理維持台帳に訓練日を記載するほか、消防本部に報告が必要です。なお、消防訓練に消防職員の立会いは必要ではありません。防火管理者の指導のもと、訓練を実施していただいて構いません。



問い合わせ先:根室市消防本部警防課予防・保安担当
〒087-0028 根室市大正町1丁目30番地
☎0153-24-3164 📠01532-23-6211